

第26回および第27回東海学生弓道合同研修会における 東海学生弓道連盟規約改正について

本連盟の規約には、運営の実態に見合わず、不備が見受けられる点がいくつかあります。運営の実態に見合わない部分や、説明が不足している部分を今回改正いたしました。

第一章 総則

第二条

《改正前》

本連盟は弓道を通じて、本連盟所属各校相互の連絡と親睦を図り、併せて斯道の研究、発展に貢献することを以ってその目的とする

《改正後》

本連盟は弓道を通じて、本連盟所属各校相互の連絡と親睦を図り、併せて弓道の研究、発展に貢献することを以ってその目的とする

★「斯道」も誤りではありませんが、より明確にするために「弓道」という表記に変更しました。(第26回合同研修会における規約改正)

第四章 役員

第六条

《改正前》

- (前略) 一、全日本学生弓道連盟副委員長 一名
一、全日本学生弓道連盟女子部副委員長 一名 (後略)

《改正後》

- (前略) 一、全日本学生弓道連盟執行副委員長 一名
一、全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長 一名 (後略)

★正しい名称に変更しました。

第七条

《改正前》

会長・副会長は九月一日より翌々年の八月三十一日の二ヶ年、各委員は九月一日より翌年の八月三十一日の一ヶ年とする。(後略)

《改正後》

会長・副会長は九月一日より翌々年の八月三十一日の二ヶ年、全ての役員は九月一日より翌年の八月三十一日の一ヶ年とする。(後略)

★より適切な文言に変更しました。

第八条

《改正前》

会長は総会の決議を経て、委員会における承認を以て之を推薦する。但し、会長は加盟校のOBであることを必要とする

副会長は会長が推薦し、委員会の過半数の承認を以て選出する

《改正後》

会長は総会の決議を経て、主将会議における承認を以て之を決定する。但し、会長は加盟校のOBであることを必要とする

副会長は会長が推薦し、主将会議の過半数の承認を以て決定する

★会議名を現行のものに合わせました。また、「選出」ではなく「決定」と正しました。

第十条

第一項

《改正前》

名誉会長は、会長を務めた者の他、功労者及び学識経験者の中から会長が推薦し、総会及び委員会の承認を以て会長が之を委嘱する

《改正後》

(前略) 総会及び主将会議の承認を以て会長が之を委嘱する

第二項

《改正前》

顧問は愛知・岐阜・静岡・三重の各県弓道連盟会長及び名古屋弓道協会会長、東海学生弓道連盟OB会会長の他、功労者を会長が推薦し、総会及び委員会の承認を得た後、会長がこれを委嘱する

《改正後》

(前略) 総会及び主将会議の承認を得た後、会長がこれを委嘱する

第三項

《改正前》

名誉会長及び顧問は本連盟における運営の為に助力し、本連盟の重要事項に関して会長の諮問に応ずる他、役員会及び総会に出席して意見を述べる事が出来る。但し、議決権は有さない

《改正後》

(前略) 会長の諮問に応ずる他、[削除] 総会に出席して意見を述べる事が出来る。但し、議決権は有さない

★第十条はいずれも「委員会」など定義の曖昧なものを削除し、それぞれ何の会議なのか明確にしました。

第十一条 第一項

《改正前》 監事は会務及び会計の監査を行い、これを当連盟に報告する (後略)

《改正後》 監事は会務及び会計の監査を行い、これを本連盟に報告する (後略)

★他の部分と表記を統一しました。

第十二条

《改正前》

委員長・女子部委員長は、前年度常任委員の中から、前年度委員長及び女子部委員長の推薦を以て選出され、委員会の過半数の承認によって任命される

《改正後》

委員長・女子部委員長は、前年度常任委員の中から、前年度委員長及び女子部委員長の推薦を以て選出され、主将会議の過半数の承認によって任命される

★定義の曖昧な「委員会」を削除し、「主将会議」に限定しました。

第十五条 第四項

《改正前》

連盟委員は定例委員会を組織し、委員会の審議決定に関して各校の代表者と見做され、同時に議決権を持つ。(後略)

《改正後》

連盟委員は定例委員会を組織し、各会議の審議決定に関して各校の代表者と見做され、同時に議決権を持つ。(後略)

★定義の曖昧な「委員会」から、主将会議・定例委員会・合同研修会を含む「各会議」という表現に変更しました。

第五章 会議

第十六条 第二項

《改正前》定例委員会は原則として二ヶ月に一回開催する。(後略)

《改正後》定例委員会は原則として三ヶ月に一回開催する。(後略)

★現状に合わせた頻度に変更しました。

第十六条 第三項

《改正前》

運営委員会は事前に運営委員長より指名を受けた各加盟校より選出された運営委員を以て組織し、大会運営に責任を持って携わる。大会運営の責任者は運営委員長であり、議長は運営委員長がこれにあたる

尚、運営委員長は大会六日前までに指名することを要す

《改正後》

運営委員会は事前に運営委員長より指名を受けた各加盟校より選出された運営委員を以て組織し、大会運営に責任を持って携わる。大会運営の責任者は運営委員長であり、議長は運営委員長がこれにあたる

[削除]

★現状に合わない文言のため削除しました。今後も大会前の各会議において、運営委員を選出していただく大学を指名します。

第十六条 第七項

《改正前》

役員会は東海学生弓道連盟の委員長・女子部委員長・副委員長・女子部副委員長・常任委員・全日本学生弓道連盟副委員長・全日本学生弓道連盟女子部副委員長・全日本学生弓道連盟執行委員を以って組織し、本連盟の運営機関である

《改正後》

役員会は(中略)全日本学生弓道連盟執行副委員長・全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長(中略)を以って組織し、本連盟の運営機関である

★正しい名称に変更しました。

第十六条 第九項

《改正前》

総会は左記の事項を決議し、委員長の承認を得る事とする（中略）

一、会長、副会長（二年に一度）及び監事の選出

《改正後》

総会は左記の事項を決議し、委員長の承認を得る事とする（中略）

一、会長、副会長 〔削除〕 及び監事の選出（後略）

★不要な文言を削除し、現状に合わせました。

第二一条

《改正前》

本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長宛てに申し込み、委員会の承認を得なければならない

《改正後》

本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長宛てに申し込み、全加盟校の承認を得なければならない

★文言を変更し、対象を明確にしました。

第二三条

《改正前》委員会は、加盟校に不都合な行為のあった場合は左記の懲戒手段を講じる（後略）

《改正後》本連盟は、加盟校に不都合な行為のあった場合は左記の懲戒手段を講じる（後略）

★曖昧な表現を削除し、主体を明確にしました。

《改正前》（前略）出場停止は委員会における（後略）

《改正後》（前略）定例委員会または主将会議における（後略）

★対象となる会議を明確にしました。

第二四条

《改正前》

本連盟は加盟校に不都合な行為が認められし時、委員会において当該校を除く全会一致を以って之を除名できる

《改正後》

（前略）主将会議において当該校を除く全会一致を以って之を除名できる

★曖昧な表現を削除し、主体を明確にしました。

第二五条

《改正前》

本連盟は除名を受けし大学からの復帰申請がありし時は、委員会の三分の二以上の議決を以って復帰を認める

《改正後》

本連盟は除名を受けし大学からの復帰申請がありし時は、主将会議において全加盟校の三分の二以上の議決を以って復帰を認める

★曖昧な表現を削除し、主体を明確にしました。

第七章 会計

第二八条

《改正前》 会計は会計簿を作成し、年度末の定例委員会において会計報告を行う

《改正後》 会計は会計簿を作成し、年度初めの主将会議において会計報告を行う

★現状に合った表現に変更しました。

第三二条

《改正前》

各加盟校の連盟費は、毎年十月末日までに納入する。但し、一度納入した金額は如何なる理由があろうと返還しない

《改正後》

各加盟校の連盟費は、毎年十月末日までに納入する。但し、一度納入した金額は特別な理由がない限り返還しない

★「如何なる理由があろうと」という文言は法に抵触するため、表記を変更しました。(第26回合同研修会における規約改正)

第三三条 第一項

《改正前》

各加盟校は年度が変わるごとに新規に部員登録を行い、登録期間は四月末日までとする。但し、追加登録は必要に応じ之を認める

《改正後》

各加盟校は年度が変わるごとに新規に部員登録を行い、登録期間は三月末日までとする。但し、追加登録は必要に応じ之を認める

★現状に合った期間に変更しました。

第八章 審判規定

第三十九条

《改正前》

審判は次の規定に従う

一、公式戦には場合によって審判として立会を置く。立会は試合開始十五分前には試合会場に到着しているものとする（後略）

《改正後》

審判は次の規定に従う

一、公式戦には場合によって審判として立合を置く。立合は試合開始二〇分前には試合会場に到着しているものとする（後略）

★誤字を訂正しました。また、審判の会場到着時刻を見直し、試合開始 15 分前から 20 分前に変更しました。平成 31 年度リーグ戦・女子リーグ戦より運用予定の「東海学生弓道秋季リーグ戦運営マニュアル」の「5. 審判校」にも同様の記述がしてあります。

第四十条 一

《改正前》

イ、的輪内にて、的枠内に入りたる場合。但し、矢折れ又は筈の飛びし場合も中りとする

《改正後》

イ、的輪内にて、的枠内に入りたる場合。但し、矢折れ、筈の飛びし場合、又は矢の一部が、安土内に接触している場合も中りとする

★的中規定を変更しました。（第 26 回合同研修会における規約改正）

第四十条 二

《改正前》ロ、中り矢にて、筈、地に着いた場合

《改正後》この文言を削除し、ハ以降の項目を前に詰める。

★「第四十条 一」の規約改正に伴い、外れとなる矢の記述を一部削除しました。（第 26 回合同研修会における規約改正）

第四二条

《改正前》審判は連盟役員又は連盟が指名した審判員を以って之を定める

《改正後》審判は連盟委員又は連盟が指名した審判員を以って之を定める

★他の部分と表記を統一しました。

第四三条

《改正前》立会に不都合な行為の認められた場合は委員会において懲罰・戒告を処せられるものとする

《改正後》立合に不都合な行為の認められた場合は定例委員会又は主将会議において懲罰・戒告を処せられるものとする

★誤字を訂正しました。また、定義の曖昧な「委員会」から明確な会議名に変更しました。

第九章 協議規定

第四九条 第三項

《改正前》

競技中の定義は次の通りとする

イ、東海大会・新人戦・記録会においては射位に入場したる時から退場するまでとする

ロ、リーグ戦においては取懸より離れまでとする

《改正後》

競技中の定義は次の通りとする

イ、[削除] 新人戦・記録会においては射位に入場したる時から退場するまでとする

ロ、東海大会・リーグ戦においては取懸より離れまでとする

★東海大会における競技中の定義を変更したことで、東海大会でも行射の合間の指導が可能になりました。

第五三条 第一項

《改正前》

的中数同数の場合は、各射一手を以って競射を行い、勝敗を定める。尚も勝敗の決定しない場合は各射一本を以って勝敗が決定するまで行う

《改正後》

的中数同数の場合は、各射士一手を以って競射を行い、(後略)

★脱字を訂正しました。

第五九条 第一項

《改正前》

出場者名簿はリーグ戦開会式までに提出することを要し、提出なき者の出場は認めない。登録無き者が出場したる場合はその者の的中は失中とする

《改正後》

出場者名簿はリーグ戦前の主将会議までに提出することを要し、(後略)

★提出するのはリーグ戦開会式ではなく、その直後に行われる主将会議のため、文言を訂正しました。

第五九条 第二項

《改正前》試合中に登録なき者及び当該校、審判以外の者が道場内に入ることを禁ずる

《改正後》試合中に道場に入れるのは、試合当事校の者と審判のみである

★選手登録されていない人の入場の入場制限をしないことで、申請書なしで師範等による試合中の指導を受けることや、OBOG に試合中の仕事を手伝ってもらうことなどが可能になりました。

第六四条

《改正前》

試合中の選手交代は、九射目（三立目）以降之を認める。選手交代は控えの四人とし、同一試合の再出場は認めない。又、交代は立の交代時に之を行い、立位置の変更は之を認めない

《改正後》

(前略) 又、交代は立の交代時に之を行い、交代した立が射位に入る迄を期限として、審判員及び対戦校に書面を以って通知することを要する。遅れた場合、その者のその立の的中を失中とする。立位置の変更は之を認めない

★実際の試合でメンバー交代用紙の提出を行っていますが、メンバー交代用紙自体の記述や、用紙の提出期限に関する記述が規約にないことから、文言を追加しました。平成31年度リーグ戦・女子リーグ戦より運用予定の「東海学生弓道秋季リーグ戦運営マニュアル」の「7. 審判が当日行う業務」にも同様の記述がしてあります。

第六五条

《改正前》審判は連盟が任命した立会校が之にあたる

《改正後》審判は連盟が任命した立合校が之にあたる

★誤字を訂正しました。

第六八条

《改正前》各部入替戦は、上部最下位校と次の下部優勝校との間で行い、勝者を上部に組み込む。試合形式はリーグ戦規定に従う

《改正後》(前略) 試合形式はⅢ部とⅣ部の入替戦のみ三つ巴形式で行い、他はリーグ戦と同形式で行う

★三つ巴形式について明記しました。

第七十条

《改正前》

個人成績は、リーグ戦本戦において『規定試合数×二十×三分の二』以上の矢数を最低限必要とする。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

《改正後》

個人成績は、リーグ戦本戦において『実績試合数×二〇×三分の二』以上かつ四〇射以上の射数を最低限必要とする。実績試合数とは、リーグ戦本戦のうち、不戦勝を含まない試合数のことである。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

★「規定試合数→実績試合数」に関しては、主に最大試合数の少ないリーグのブロックへの対処です。この変更により、そのようなブロックで棄権校が出た場合でも、個人成績の順位の候補になり得ます。(第26回合同研修会における規約改正)

★個人成績反映の基準をできる限り公平にするため、必要な最低射数を引き上げました。この規約改正に伴い、「リーグ戦個人的中記録会」の制度を設けました。

第七一条

《改正前》

個人の的中率は厘まで算出する。同的中率の場合は行射数の多い者を上位とする。又、同行射数の場合は同位とする。但し、的中率一位が複数存在する場合は委員長が試合形式を決め優勝者を決定する。(後略)

《改正後》

個人の的中率を算出する際、同的中率の場合は行射数に限らず同位とする。但し、的中率一位が複数存在する場合は役員会により試合形式を決め優勝者を決定する。(後略)

★東海学連側の集計で厘以下まで出せるようになったため、「厘まで算出する」という文言を削除しました。(第26回合同研修会における規約改正)

★主に所属リーグによる最大射数の差による不平等を是正しました。また、優勝決定の方法について、委員長の一存ではなく、東海学生弓道連盟の役員全体で決めることができるようになりました

★曖昧な表現を削除し、主体を明確にしました。役員会の定義は「東海学生弓道連盟規約」の「第十六条 第七項」を参照してください。

第七三条

《改正前》

団体戦において同勝数の場合は的中率の順位を決定する。的中率が等しい場合は直接対決の結果を以って決定する。但し、当該大学が上部のリーグと入替戦を行う順位である場合は順位決定戦を行う。優勝決定戦はリーグ戦と同形式で行い、三校以上で行う場合は委員長が試合形式を決定する

《改正後》

団体戦において同勝数の場合は的中率の順位を決定する。的中率が等しい場合は直接対決の結果を以って決定する。但し、各リーグ・各ブロックで最多勝数が並んでいる場合はその順位において順位決定戦を行う。二校が並んでいる場合はリーグ戦と同形式で順位決定戦を行い、三校以上が並んでいる場合は、並んでいる大学の中の的中率上位三校による三つ巴形式で順位決定戦を行う。的中率上位三校が並んでいる場合には直接対決の結果によって対戦校を定めて順位決定戦を行う。之によって決められない場合には、前年度以前の的中率により対戦校を定めて順位決定戦を行う

★全リーグにおいて入替戦、もしくはI部優勝決定戦を行うということを明確にするために文言を変更しました。(第26回合同研修会における規約改正)

第七四条

《改正前》リーグ戦本戦中の個人成績は東西学生弓道選抜対抗試合の選考対象とする

《改正後》リーグ戦本戦中の個人成績は東西学生弓道選抜対抗試合の出場選考対象とする

★表現をより明確にしました。

第七五条

《改正前》

的中率同率の者が東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競射方法は委員長に一任する

《改正後》

個人成績同順位の者が東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競射方法は二〇射を以て決定するものとする

★表現を明確にしました。また、競射方法を規約に明記し、その時の委員長によって簡単に変更されることができなくなりました。

第三節の表題

《改正前》女子部リーグ戦規定

《改正後》女子リーグ戦規定

★表記を正しく変更しました。

第七六条

《改正前》女子部リーグ戦は年一回秋に開催する

《改正後》女子リーグ戦は年一回秋に開催する

★表記を正しく変更しました。

第七八条 第一項

《改正前》

出場者名簿はリーグ戦開会式までに提出することを要し、提出なき者は出場を認めない。

(後略)

《改正後》

出場者名簿はリーグ戦前の主将会議までに提出することを要し、提出なき者は出場を認めない。(後略)

★提出するのはリーグ戦開会式ではなく、その直後に行われる主将会議のため、文言を訂正しました。

第七八条 第二項

《改正前》

試合中に登録なき者及び当該校、審判以外の者が道場内に入ることを禁ずる

《改正後》

試合中に道場に入れるのは、試合当事校の者と審判のみである

★選手登録されていない人の入場の入場制限をしないことで、申請書なしで師範等による試合中の指導を受けることや、OBOG に試合中の仕事を手伝ってもらうことなどが可能になりました。

第八三条

《改正前》

試合中の選手交代は、九射目（三立目）以降之を認める。選手交代は控えの三人とし、同一試合の再出場は認めない。また交代は立の交代時に之を行い、立位置の変更は之を認めない

《改正後》

（前略）又、交代は立の交代時に之を行い、交代した立が射位に入る迄を期限として、審判及び対戦校に書面を以て通知することを要する。遅れた場合、その者のその立的中を失中とする。立位置の変更は之を認めない

★実際の試合でメンバー交代用紙の提出を行っていますが、メンバー交代用紙自体の記述や、用紙の提出期限に関する記述が規約にないことから、文言を追加しました。平成31年度リーグ戦・女子リーグ戦より運用予定の「東海学生弓道秋季リーグ戦運営マニュアル」の「7. 審判が当日行う業務」にも同様の記述がしてあります。

第八四条

《改正前》 審判は連盟が任命した立会校が之に当たる

《改正後》 審判は連盟が任命した立合校が之に当たる

★誤字を訂正しました。

第八七条

《改正前》

各部入替戦は、上部最下位校と次の下部優勝校との間で行い、勝者を上部に組み込む。試合形式は原則リーグ戦規定に従う

《改正後》

（前略）試合形式はⅢ部とⅣ部の入替戦のみ三つ巴形式で行い、他は女子リーグ戦と同形式で行う

★三つ巴形式について明記しました。

第八八条

《改正前》 I 部優勝校は全日本女子学生弓道王座決定戦の出場資格を得る

《改正後》 I 部優勝校は全日本学生弓道女子王座決定戦の出場資格を得る

★正しい名称に変更しました。

第八九条

《改正前》

個人成績は、リーグ戦本戦において『規定試合数×二十×三分の二』以上の矢数を最低限必要とする。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

《改正後》

個人成績は、リーグ戦本戦において『実績試合数×二〇×三分の二』以上かつ四〇射以上の射数を最低限必要とする。尚、延長戦になった場合の行射数は矢数に加算しない

★「規定試合数→実績試合数」に関しては、主に最大試合数の少ないリーグのブロックへの対処です。この変更により、そのようなブロックで棄権校が出た場合でも、個人成績の順位
の候補になり得ます。(第26回合同研修会における規約改正)

★個人成績反映の基準をできる限り公平にするため、必要な最低射数を引き上げました。この規約改正に伴い、「リーグ戦個人的中記録会」の制度を設けました。

第九十条

《改正前》

個人の的中率は厘まで算出する。同的中率の場合は行射数の多い者を上位とする。又、同行射数の場合は同位とする。但し、的中率一位が複数いた場合は委員長が試合形式を決め優勝者を決定する。(後略)

《改正後》

個人の的中率を算出する際、同的中率の場合は行射数に限らず同位とする。但し、的中率一位が複数いた場合は役員会により試合形式を決め優勝者を決定する。(後略)

★東海学連側の集計で厘以下まで出せるようになったため、「厘まで算出する」という文言を削除しました。(第26回合同研修会における規約改正)

★主に所属リーグによる最大射数の差による不平等を是正しました。また、優勝決定の方法について、委員長の一存ではなく、東海学生弓道連盟の役員全体で決めることができるようになりました。

第九一条

《改正前》団体戦の順位は勝ち数の順で定める

《改正後》団体戦の順位は勝数順で定める

★他の部分と表記を統一しました。

第九二条

《改正前》

団体戦において勝ち数が同じである場合は的中率で順位を決定する。的中率が等しい場合は直接対決の結果を以って決定する。但し、当該大学が上部のリーグと入れ替え戦を行う順位である場合は順位決定戦を行う。優勝決定戦はリーグ戦と同形式で行い、三校以上で行う場合は委員長が試合形式を決定する

《改正後》

団体戦において同勝数の場合は的中率で順位を決定する。的中率が等しい場合は直接対決の結果を以って決定する。但し、各リーグ・各ブロックで最多勝数が並んでいる場合はその順位において順位決定戦を行う。二校が並んでいる場合は女子リーグ戦と同形式で順位決定戦を行い、三校以上が並んでいる場合は、並んでいる大学の中の的中率上位三校による三つ巴形式で順位決定戦を行う。的中率上位三校が並んでいる場合には直接対決の結果によって対戦校を定めて順位決定戦を行う。之によって決められない場合には、前年度以前の的中率により対戦校を定めて順位決定戦を行う

★全リーグにおいて入替戦、もしくはI部優勝決定戦を行うということを明確にするために文言を変更しました。(第26回合同研修会における規約改正)

★「同勝数」については、他の部分と表記を統一しました。

第九四条

《改正前》

的中率同率の者が女子東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競技方法は委員長に一任する

《改正後》

個人成績同順位の者が女子東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方法は競射によるものとする。尚、競技方法は二〇射を以て決定するものとする

★表現を明確にしました。また、競射方法を規約に明記し、その時の委員長によって簡単に変更されることができなくなりました。

第九五条

《改正前》

(前略) 又、その大学の全日本学生弓道王座決定戦の出場資格は無く、女子部リーグ戦の出場資格を放棄した場合は無条件で下部リーグに降格するものとする。尚、出場できる女子部員の人数を一試合につき二人までとする。出場資格の放棄は、リーグ戦前の主将会議まで之を認める

《改正後》

(前略) 又、その大学の全日本学生弓道王座決定戦の出場資格は無く、女子部リーグ戦の出場資格を放棄した場合は無条件で下部リーグに降格するものとする。リーグ戦に出場する女子部員は女子個人成績の入賞資格があるものとする。尚、出場できる女子部員の人数を一試合につき二人までとする。出場資格の放棄は、リーグ戦前の主将会議まで之を認める

★ [男子] リーグ戦に参加した女子部員の個人成績の入賞資格に関する記述がなかったため、文言を追加しました。

第九六条

《改正前》

本大会への出場選手はリーグ戦終了後の新リーグ編成において、I・II部校二人以内（うち一名は補欠とする）、III部校以降は各校一人以内とする。但し、東海学生弓道選手権大会団体優勝校、新人戦団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ戦個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者がリーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場権を与える。又、I・II部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合にのみ、I部校の当該年度リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

《改正後》

（前略）但し、東海学生弓道選手権大会男子団体優勝校、新人戦男子団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ戦個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会男子個人優勝者、新人戦男子個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会男子個人優勝者、新人戦男子個人優勝者がリーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者以降、各大会第五位までに繰り下げて出場権を与える。尚、男子個人優勝の枠で東海大会と新人戦の両方で出場権を得た場合には、新人戦の枠を優先して取り、東海大会の順位を繰り下げて出場権を与えるものとする。（後略）

★「準優勝者以降、各大会第五位まで」について、準優勝者以降に繰り下げるのかが不明瞭であるといった指摘を受けたので、明確にできるよう文言を変更しました。（第26回合同研修会における規約改正）

★男女の区別を明確にしました。また、1年生から4年生まで出場可能な東海大会と、入部2年以内の者のみが出場可能な新人戦では、東海大会の方がレベルの高い大会だと認識しています。記録会にはよりレベルの高い選手を推薦すべきという考えより、新人戦準優勝者ではなく東海大会準優勝者に出場権を与える方針となりました。

第百条

《改正前》

本大会への出場選手はリーグ戦終了後の新リーグ編成で、I・II部校二人以内（うち一名は補欠とする）、III部校以降は各校一人以内とする。但し、東海学生弓道選手権大会団体優勝校、新人戦団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ戦個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者がリーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場を認める。又、I・II部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合にのみ、I部校の当該年度リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

《改正後》

（前略）但し、東海学生弓道選手権大会女子団体優勝校、新人戦女子団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ戦個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会女子個人優勝者、新人戦女子個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会女子個人優勝者、新人戦女子個人優勝者がリーグ女子戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者以降、各大会第五位までに繰り下げて出場を認める。尚、女子個人優勝の枠で東海大会と新人戦の両方で出場権を得た場合には、新人戦の枠を優先して取り、東海大会の順位を繰り下げて出場権を与えるものとする。又、I・II部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合にのみ、I部校の当該年度女子リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

★「準優勝者以降、各大会第五位まで」について、準優勝者以降に繰り下げるのかが不明瞭であるといった指摘を受けたので、明確にできるよう文言を変更しました。（第26回合同研修会における規約改正）

★男女の区別を明確にしました。また、1年生から4年生まで出場可能な東海大会と、入部2年以内の者のみが出場可能な新人戦では、東海大会の方がレベルの高い大会だと認識しています。記録会にはよりレベルの高い選手を推薦すべきという考えより、新人戦準優勝者ではなく東海大会準優勝者に出場権を与える方針となりました。

第百六条

一、男子団体戦 第一項

《改正前》

一チーム選手五人控え二人とし、各校二チームまで参加可能とする（団体戦へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める）

《改正後》

（前略）（団体戦予選へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める）

三、女子団体戦 第一項

《改正前》

一チーム選手三人控え二人とし、各校三チームまで参加可能とする（団体戦へは一チームのみの出場に限り二名から出場を認める）

《改正後》

（前略）（団体戦予選へは一チームのみの出場に限り二名から出場を認める）

★第百六条については、男子団体戦、女子団体戦ともに、表記の誤りを訂正しました。

第百八条

一、男子団体戦 第三項

《改正前》決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位二チームをシード）、行射は次のように行う（後略）

《改正後》決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位四チームをシード）、行射は次のように行う（後略）

・三、女子団体戦 第三項

《改正前》決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位二チームをシード）、行射は次のように行う（後略）

《改正後》決勝はトーナメント式で行い（予選的中上位四チームをシード）、行射は次のように行う（後略）

★第百八条については、男子団体戦、女子団体戦ともに、表記の誤りを訂正しました。